四日市中央通り地下駐車場清掃（収集・運搬）業務委託特記仕様書

（その２）

第１条　適　用

この仕様書は、四日市市が発注する四日市中央通り地下駐車場清掃(収集・運搬)業務委託（（以下「業務」という。)の施工に関し適用する。

第２条　分　析

廃棄物処分場より現場発生物(清掃物)の分析(溶出試験)が必要とされた場合は、事前に市と協議を行うこと。

監督員の承諾を得た後、分析(溶出試験)費用の見積書を提出し、市の承諾を得た後で分析(溶出試験)を行うものとし、かかる費用については市において負担する。

第３条　一般廃棄物について

清掃業務で一般廃棄物が発生した場合は、監督員へ報告すること。

監督員が処分を認めた一般廃棄物は、四日市市クリーンセンターへ搬入・処分することし、かかる費用については変更対象とする。

第４条　清掃について

流入した土砂について高圧洗浄に先立ち、可能な限り人力で収集し処分し、完了後、監督員の確認を経た後、高圧洗浄に着手すること

人力清掃に係る数量については清掃面積1,000㎡、土量0.2㎥を見込んでいるが、検収を行い監督員へ報告すること。

高圧洗浄に伴い生じる汚泥については、４００ｔを見込んでいるが、検収の結果を監督員へ報告すること。

清掃範囲について、地下2階は天井、壁、床の全てとし、地下1階は床及び壁部は浸水深とする。なお浸水深は、東側で1.2m、西側で0.8mとする。

なお清掃範囲について、監督員から追加及び不要の指示があった際には、面積の変更を行う。

地下1階旧出口及び地下1階2階EVホール箇所について、バスタ関連工事受注者が施工しており、清掃時期について協議を行うこと。

併せて、上記箇所周辺の清掃に際しては、水が飛散及び浸水しないように配慮することと、清掃に際しては上記業者と協議を行うこと。

第６条　仮設照明について

照明設置図面（参考図）は参考図であり、設置に先立ち現地踏査を行い、LED灯具及び配電線の設置方法、設置個所、引込仮設盤、仮設分電盤の設置場所等について設置図面を作成し、監督員の承認を得ること。

なお、今後灯具等は地下駐車場内の施設撤去でも使用することから、設置方法について、今後の施工も考慮し設置場所を検討すること。

LED 灯具、配電線、引込仮設盤、仮設分電盤については残置すること。

なお、引込仮設盤については地上部に設置し残置することから、設置位置について発注者と十分協議を行うこと。

また、工事用の仮設電気については受注者で設置し、電気料金は受注者で支払うこと。

第７条　四日市地下駐車場工事について

当該施設は、国の所有する「四日市地下駐車場」と接続しており、現在、国の受注者が工事施工を行っている。

このため、清掃を行った際の汚泥、汚水等が「四日市地下駐車場」に浸入させてはならない。

また、国の受注者と十分協議を行い、お互いの工程に支障が生じないようにすること。

第８条　車両の入出庫口について

車両等の入出庫は当該施設の車両入口（運営時）から行うこととし、出入りの際には交通誘導員 A（なお昼休憩時の配置は不用）を１名配置し安全管理に努めること。

なお、この出入口をバスタ関連工事で EV 及び換気塔工事を行っており、この受注者も使用しており、業務委託の執行にあたっては協議を行うこと。

なお、協議が整わない場合はバスタ関連工事受注者の工程を優先すること。

車両入出庫口には、止水板が設置されており作業時以外は閉鎖し、閉鎖について前記受注者と協議を行うこと。

作業時に、気象庁発表の四日市市の早期注意情報が大雨及び土砂災害の可能性が高となった際は、気象情報を常に確認するとともに、警戒レベル３になった際には速やかに作業を中止し、止水板を閉鎖すること。

第９条　吸音材の撤去について

排気ファン室、給気ファン室、発電機室に吸音材が設置されていることから、清掃に先立ち撤去を行うこと。

なお、撤去に当たっては足場等が必要なるが、当該施設内での作業となり標準的な足場設置が困難であることから計上を行っていない。このため、現場踏査を行い足場の設置について監督員と協議を行うこと。

吸音材はグラースウールであることから、処分については最終処分場での処分とすること。

吸音材の数量について、撤去前に面積の確認を行うとともに、撤去後の重量についても確認を行い、監督員へ報告すること。

第１０条　支払方法

完了払いとする。